

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○字の区域及び名称の変更の届出（3件） （市町村振興課）	1
○中芸広域連合の規約の変更の許可（ " ）	1
◎高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務の委託（人権課）	1
○基本測量の終了の通知（4件）（用地対策課）	2
○廃川敷地等が生じた件（河川課）	2
○道路の区域変更（道路課）	2
○道路の供用開始（3件）（ " ）	2
○港湾法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還（港湾課）	3
公 告	
○平成21年度製菓衛生師試験の実施（食品・衛生課）	3
○土地改良区の役員の就退任（2件）（農業基盤課）	3
○土地改良区の定款変更の認可（ " ）	4
○換地処分の届出（四万十町）（ " ）	4
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	4
落札公告	
○落札者等の公告（税務課）	4

## 告 示

### 高知県告示第338号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、日高村長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字

沖名	大谷	2265	沖名	頭ヶ谷
		2266から2271まで、2272の1、2272の2、2273、2274の1から2274の3まで、2275の1、2275のロ、2276の1から2276の3まで、2277から2279まで、2280の1から2280の3まで		山伏郷
	山伏瀧	2281から2283まで		
	山伏郷	6542から6633まで		木挽ヶ谷
		6634から6641まで、6643、6645から6680まで		頭ヶ谷
		6723から6726まで		上ミ名川
		6747から6755まで、6770、6771		下モ名川

備考 上記の地番は、平成20年2月12日現在の登記簿による。

### 高知県告示第339号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、日高村長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
下分	上川原	2229の1、2233、2234の1から2234の3まで、2234の8から2234の10まで、2235の2	下分	大影

備考 上記の地番は、平成20年2月12日現在の登記簿による。

### 高知県告示第340号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四万十町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
戸川	千良林堂	9の1の一部、9の2の一部、9の3の一部、9の4の一部	戸川	シンカイノ上
	樋ノ口	171から177まで、178の2、178の3、1377		若山
	スクノ谷	325の2、325の4、327の1、327の2、328の2、328の3、329の1から329の3まで、1418から1420まで		ロンデン
	中屋敷山	1123の25		
	古田	368の8		中屋式

備考 上記の地番は、平成21年2月23日現在の登記簿による。

### 高知県告示第341号

中芸広域連合から申請があった中芸広域連合の規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成21年3月31日付けで許可した。

平成21年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県告示第342号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託期間
高知市本町四丁目 1番37号	財団法人高知県人権 啓発センター	平成21年4月1日 から平成22年3月 31日まで

**高知県告示第343号**

国土交通省国土地理院長から平成20年5月高知県告示第321号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成21年3月19日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成21年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第344号**

国土交通省国土地理院長から平成20年7月高知県告示第440号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成21年3月19日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成21年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第345号**

国土交通省国土地理院長から平成20年5月高知県告示第319号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成21年3月24日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成21年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第346号**

国土交通省国土地理院長から平成20年9月高知県告示第558号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成21年3月25日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成21年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第347号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 河川の名称  
二級河川鏡川水系 2 支吉野川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日

- 平成21年4月21日
- 3 廃川敷地等の位置  
左岸 高知市神田字四反田1128番20  
" " " 1128番39  
" " " 1128番40

- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 84.21平方メートル

- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

**高知県告示第348号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年4月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田村高須
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市大桶字一宮地 乙331番1から 南国市大桶字一宮地 乙323番1まで	前	3.4 }	78
	後	3.8 }	78
南国市大桶字股抜乙 393番1から 南国市大桶字股抜乙 391番1まで	前	3.5	18
	後	3.5 }	18
南国市大桶字樋ノ口	前	2.5 }	58
		3.0	

乙368番地先から 南国市大桶字樋ノ口 乙355番地先まで	後	2.5 }	58
		9.5	

**高知県告示第349号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年4月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐市宇佐町宇佐字薬師谷 3135番1から 土佐市宇佐町宇佐字荻崎 3136番3まで	133	平成21年4月21 日

**高知県告示第350号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年4月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田村高須
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市大桶字一宮地乙331 番1から 南国市大桶字一宮地乙323 番1まで	78	平成21年4月21 日
南国市大桶字股抜乙393番		

1 から 南国市大桶字股抜乙391番 1 まで	18	平成21年 4 月21 日
南国市大桶字樋ノ口乙368 番地先から 南国市大桶字樋ノ口乙355 番地先まで	58	平成21年 4 月21 日

高知県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年4月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 4 月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北本町領石
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市南御座字溝添44番 5	9	平成21年 4 月21 日

高知県告示第352号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を撤去し、又は撤去させ、同条第3項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成21年9月11日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

平成21年 4 月21日

高知港港湾管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量  
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明）
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時  
高知市長浜字江口  
平成21年 3 月12日午前 9 時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管場所  
平成21年 3 月12日午前10時

- 高知市種崎字久万871番地先
- 4 所有者等の行うべき措置  
工作物等の所有者等は、期限までに高知県高知土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 5 港湾管理者の措置  
高知港港湾管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、港湾法第56条の4第5項に基づく売却又は同条第6項に基づく廃棄を行うものとする。
- 6 問い合わせ先  
高知市稲荷町11-26 高知県高知土木事務所プレジャーボート対策班（電話番号088-882-8171）

公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成21年度製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成21年 4 月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時  
平成21年 7 月14日（火）午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 試験の場所  
高知市本町五丁目 6 - 42 高知会館
- 3 試験手数料  
9,400円（高知県収入証紙を受験願書にはり付けること。）
- 4 受験願書の提出期間  
平成21年 6 月19日（金）から同月26日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時30分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成21年 6 月26日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 5 受験願書の提出先  
(1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合にあっては、高知市保健所  
(2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部食品・衛生課
- 6 合格者の発表  
平成21年 7 月28日（火）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。  
また、高知県健康政策部食品・衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
- 7 その他  
受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課（電話番号088-823-9672）又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新改中部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出届があった。

平成21年 4 月21日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏 名	住 所	
理事	三木 實正	香美郡土佐山田町新改	667
〃	三木 勝義	〃 〃	862
〃	森尾 正夫	〃 〃	368
〃	大塚 幸一	〃 〃	323-ロ
〃	山本 貞夫	〃 〃	286
〃	山本 透	〃 〃	371
〃	戸田 秀雄	〃 〃	入野 164
〃	山本 利雄	〃 〃	209
〃	山本 利政	〃 〃	51
〃	武田 敏彦	〃 〃	大法寺362
〃	幾井美代子	〃 〃	294
監事	三木 忠二	〃 〃	新改 835
〃	植村 豊	〃 〃	839
〃	山本 太幸	〃 〃	入野 207
(就任)			
理事	三木 實正	香美市土佐山田町新改	667
〃	三木 忠義	〃 〃	862
〃	森尾 正夫	〃 〃	368
〃	大塚 幸一	〃 〃	323-ロ
〃	山本 貞夫	〃 〃	286
〃	山本 透	〃 〃	392-3
〃	戸田 秀雄	〃 〃	入野 164
〃	山本 利雄	〃 〃	209
〃	山本 利政	〃 〃	51
〃	武田 敏彦	〃 〃	大法寺362
〃	幾井美代子	〃 〃	294
監事	三木 忠二	〃 〃	新改 835
〃	植村 豊	〃 〃	839

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出届があった。

平成21年 4 月21日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所	
----	-----	-----	--

- (退任)
- |    |       |             |
|----|-------|-------------|
| 理事 | 前田 奨  | 土佐市新居2100-2 |
| 〃  | 近澤 孝雄 | 〃 〃 1764    |
| 〃  | 中山 房喜 | 〃 〃 135-5   |
| 〃  | 松岡 博行 | 〃 〃 144-4   |
| 〃  | 近澤 和肇 | 〃 〃 648     |
| 〃  | 松岡 武男 | 〃 〃 631     |
| 〃  | 横山 敏夫 | 〃 〃 271-7   |
| 監事 | 堀内 靖裕 | 〃 〃 2202-3  |
- (就任)
- |    |       |             |
|----|-------|-------------|
| 理事 | 中内 璋敏 | 土佐市新居2362-3 |
| 〃  | 近澤 茂  | 〃 〃 1740    |
| 〃  | 久保 信彦 | 〃 〃 974     |
| 〃  | 田村 秀秋 | 〃 〃 190-43  |
| 〃  | 森岡 隆夫 | 〃 〃 208-1   |

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新改西部土地改良区の定款の変更を平成21年4月9日に認可した。

平成21年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、四万十町から十和中部地区（戸川換地区）の換地処分を平成21年3月23日に行った旨の届出があった。

平成21年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

-----  
**公安委員会告示**  
 -----

**高知県公安委員会告示第7号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成21年4月21日

高知県公安委員会委員長 面山 昌男

- 1 検定を実施する警備業務の種類及び級  
貴重品運搬警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
  - (1) 検定の実施日及び開始時間  
平成21年7月24日（金）午前9時

- (2) 検定の実施場所  
徳島県鳴門市撫養町木津字西小沖635番地1  
鳴門地域職業訓練センター  
電話番号088-686-6222

- 3 検定の実施予定人員  
10人
- 4 受検資格者  
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）
- 5 検定の方法  
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
    - エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
    - イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定申請手続  
検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行うこと。
  - (1) 検定申請の受付期間  
平成21年6月1日（月）から同月19日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間とする。
  - (2) 検定申請書等の提出方法  
検定申請書等は、県内に住所を有する者にとっては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にとってはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。  
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
  - (3) 提出書類等
    - ア 検定申請書 1通

- イ 県内に住所を有する者にとっては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にとっては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であって、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにおいては、いずれも提出することを要しない。）
- ウ 写真（検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚
- (4) 受検対象者の確定方法  
受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。
- (5) 受検票の交付  
受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書を受理した警察署において受検票を交付する。
- 7 検定手数料  
検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。  
なお、納付された検定手数料は、返還しない。
- 8 検定の実施に関し必要な事項
  - (1) 受検時の服装  
警備員にとっては制服とし、その他の者にとっては実技試験を受けられる服装（ジャージ及びTシャツは、不可）とすること。
  - (2) 持参品
    - ア 受検票
    - イ 筆記用具
    - ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
    - エ 室内用運動靴
  - 9 その他  
この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。
  - 10 検定の実施に関する問い合わせ先  
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3023、3024）又は県内の各警察署警備係担当係

-----  
**落 札 公 告**  
 -----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125

号) 第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年4月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
自動車税オンライン事務委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総務部税務課 高知市丸ノ内一丁目2-20
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年3月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
35,280,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第2号に該当するため